

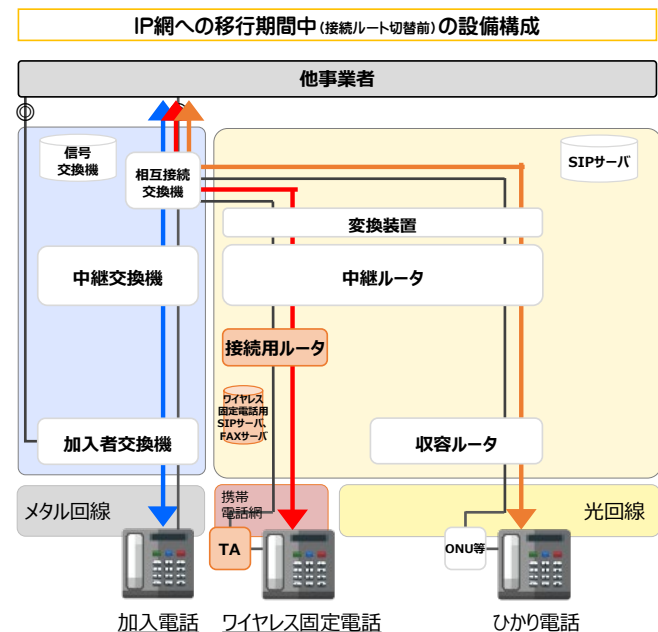
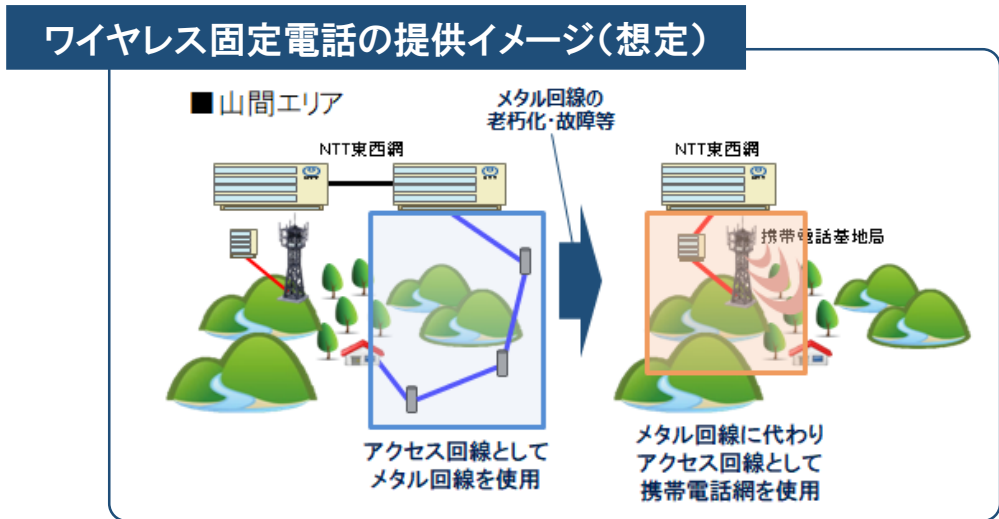
電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

— I P 網への移行及びワイヤレス固定電話の提供開始に伴う
ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填等に係る規定の整備 —

概 要

① ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填に係る規定の整備等 (R6.1.1施行)

- ワイヤレス固定電話への置換による効率性向上の効果に対応する金額を控除するため、ワイヤレス固定電話が導入されていない(加入電話があると仮定)場合の加入電話の補填額から、ワイヤレス固定電話となっている回線への補填額を控除する。【算定規則第2条及び令和2年総務省令第53号附則第2条】
- ワイヤレス固定電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。緊急通報については、加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲。【施行規則第14条等、算定規則第5条第1項、第7条及び令和2年総務省令第53号附則第2条】
- その他必要な規定の整備(適格電気通信事業者の指定、原価等の記載、通信量の記録)【施行規則第40条の7、算定規則第13条、別表第1、別表第2、別表第4及び別表第10】



※施行規則:電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)／算定規則:第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
 ※青字が改正する条文。

② IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の見直し(離島特例通信の扱い)に係る規定の整備(R6.1.1施行)

- 加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。【施行規則第14条第1号ロ、第2号ロ】
- 令和6年度認可分(令和5年度実績)の補填対象額算定は、加入電話と第一種公衆電話の離島特例通信に係る原価を含める。【本改正省令附則(新設)】

③ IP網への移行に伴う第一種公衆電話(市内通信)の補填額算定に係る規定の整備(R6.1.1施行)

- 第一種公衆電話の市内通信の定義を距離別料金を前提としないものに変更する。【施行規則第14条第2号イ】
- 公衆電話の市内通信の補填対象額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のトラヒックのみを対象とする。【算定規則第8条～第10条(削除)、別表第3(削除)】

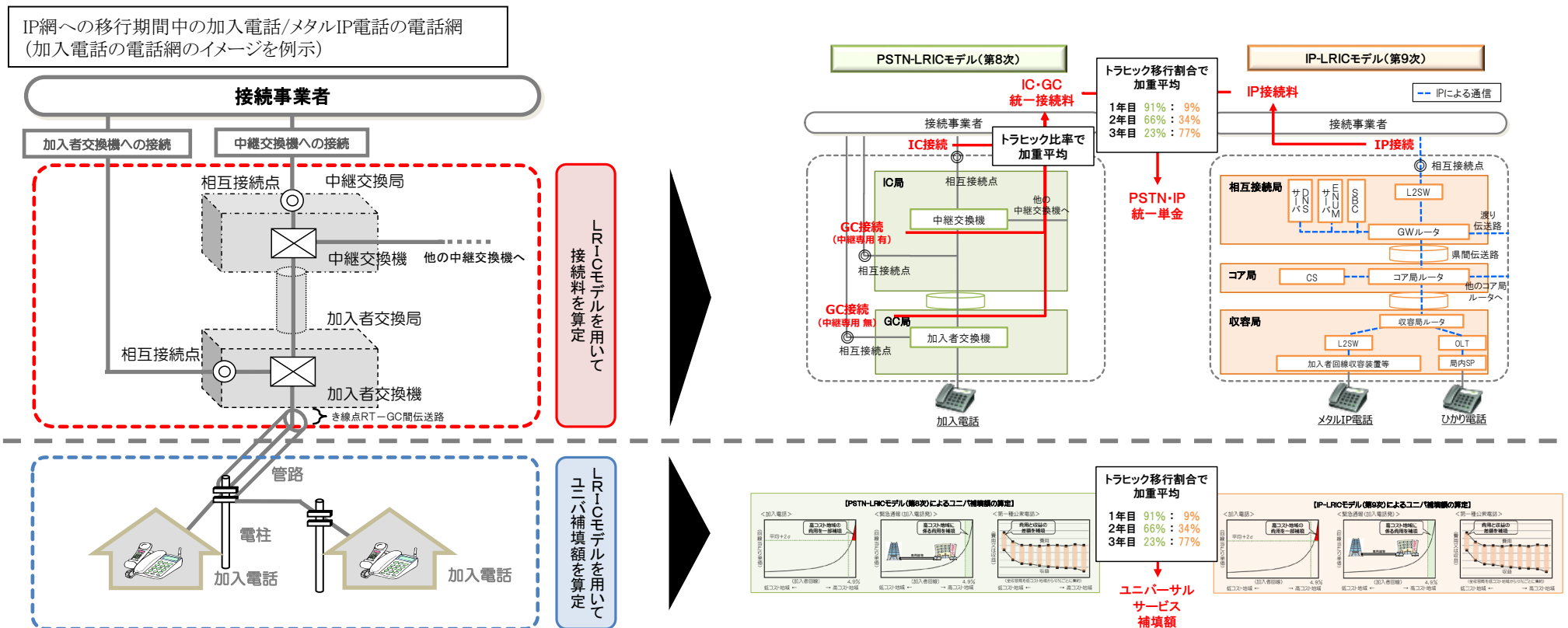
改正の概要

④ 長期増分費用 (LRIC) 方式によるIP網への移行期間中の補填額算定方法 (公布日施行)

- 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルによる各補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とする。
加重平均の比率は、接続料算定時と同一の比率を適用。【令和2年総務省令第53号附則第2条】
- 補填額の算定に、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを併用する場合に用いられる規定のうち、IP-LRICモデルに基づく原価の算定に係る規定を第9次IP-LRICモデルに対応したものとする。
【令和2年総務省令第53号附則別表第1～附則別表第5】

※令和4、5年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものについて制度整備を実施。
令和6年度分は、別途、令和7年1～3月における算定方法の審議を経て制度整備を実施予定。

LRICモデルによる接続料及びユニバーサルサービス補填額の算定



※施行規則:電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)／算定規則:第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
※青字が改正する条文。